

3月23日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。
(午後1時09分開議)

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、一般質問を続けます。

○議長（兼田勝久君） まず、14番、河東律子議員の発言を許します。

○14番（河東律子君） 登壇

14番、河東です。一般質問をいたします前に、このたびの東北関東地方への大震災で多くの方々が被災されましたことに対して心から哀悼の意を表したいと思います。

日ごとにふえていきます死者や行方不明の方々、そして、災害に遭われた方々の報に接するたびに胸の締めつけられる思いです。みずからも立ち上がり、助け合い、国内外から多くの人的な、また募金などの輪が広がっております。被災地から遠く離れた私たちに何ができるのか。みんなで支援の輪を広げていかなければいけないと思うことです。

それでは、質問に入ります。

1点目です。市長のマニフェストについてお伺いします。

加治木、始良、蒲生の3町が合併し、新しい始良市が発足して1年が経過しました。笹山市長は、鹿児島県一の暮らしやすい市を目指して、9つの大きな項目をマニフェストに掲げ、多くの始良市民の期待を受けて市長に当選されました。

マニフェストは、市長4年間の市民へ向けてのお約束だと思っています。このお約束をどう実現させ、県下一の暮らしやすい市にしていくのか、私もそうですが、市民も見守っております。

22年度の実績、23年度の計画の中でも、マニフェストの実現のために取り組まれているものが多々あります。そこで、次の質問をいたしたいと思います。

まず、マニフェストの実現に向けて、どのように取り組んでこられましたか。マニフェストは適正であったと考えますか。修正すべき点はありませんか。今後、どのように取り組んでいくのか、課題があるのかについてお伺いいたします。

2件目、地球温暖化防止対策への取り組みについてお伺いいたします。

昨年の夏の猛暑、元旦からの雪が積もる、亜熱帯地帯での生物等が身近なところで見られるようになった。数々の自然の異変を身近なところで見聞きするたびに、明らかに地球を取り巻く環境が変化していることを感じます。

温暖化問題が地球規模で取り上げられ、京都議定書では、日本のCO₂の取り組みを6%と決定しました。平成18年、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律を制定しました。その中で、地方自治体の取り組みを示しています。今、私たちの身近な取り組みを推進していくことが求められていると考えます。

まず、市庁舎内、これは公的機関等も含めてですが、取り組みについて、また、市民への啓発等の

活動が必要であると考えます。地球温暖化防止計画への取り組みについてお伺いいたします。

3 問目、子宮頸がんワクチン接種について。

昨年、国の補正予算で「子宮頸がんワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」が成立しました。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、それから、子宮頸がんワクチン接種への取り組みが、いろいろな自治体でふえてきております。

始良市では、23年度予算で、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成費が計上されておりますが、子宮頸がんワクチンについては計上されておられません。子宮頸がんワクチン接種についての考え方を問います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 登壇

河東議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の市長のマニフェストについての1 点目と2 点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

私がお示しましたマニフェストは、施政方針でも述べましたように、「県内で一番暮らしやすいまち」を実現するための骨格をなすもので、私が市民の皆様にお約束したことでございます。

私は、その実現に向けては、市長就任以来11カ月間、全力で取り組んでまいりました。子育て世代を支援するため、小学生の医療費の無償化やヒブワクチンや不妊治療費の助成制度、新市の一体感を醸成するための3 庁舎間を結ぶ循環バス運行など、予算を伴う事業等については、議員の皆様ご理解をいただいているものと考えております。

また、マニフェストの評価につきましては、市民の皆様に行っていただけるものと理解しております。

今後の進め方につきましては、私の任期が3 年余りございますので、「県内で一番暮らしやすいまち」の実現のため、優先順位に沿って進めてまいります。

次に、2 問目の地球温暖化防止への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、市庁舎内の取り組みについてであります。冷暖房設備を効率的かつ円滑に運用するため、運用管理規定を整備し、冷暖房の運転期間、運転時間、適正な室内温度等を定めて運転しております。

その他の取り組みとしましては、クールビズやウオームビズ、昼休みの消灯、古紙配合のコピー用紙の使用、両面コピーなどを行っております。

また、これら庁舎内での取り組みを定めた始良市地球温暖化防止実行計画の作成は、施設の基準排出量に対する温室効果ガス排出削減目標を定めるため、基礎データである二酸化炭素排出量を算定に必要な全施設の平成22年度の電気使用量等を調査中であります。

次に、住民への啓発活動については、始良地区で以前から配付しております生活カレンダーの中で温暖化関連の記事を掲載し、家庭での二酸化炭素排出量を算定できる環境家計簿のページを設けており、平成23年度版につきましては、全市の各戸に配付しております。

次に、3 問目の子宮頸がんワクチンの接種についてのご質問にお答えいたします。

さきの新福議員のご質問にお答えしましたように、本市といたしましては、厚生科学審議会等の動向を慎重に見守っていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○14番（河東律子君） それでは、随時質問をしてみたいと思います。

まず、市長のマニフェストについてでございますけれども、私は、例えば、マニフェストは適正であったか、見直す点などはなかったか、今後どのように進めていくのかというようなことをお聞きしておりますけれども、市長の答弁については、実に簡単でございます、よくその辺が理解、私にはできませんので、再度質問をいたしたいと思います。

市長は、市長のマニフェストの施策を実現するための方策として、この一次始良市実施計画の中でも述べておられますけれども、ア、イ、ウ、エ、4つの項目として、確実に達成できるもの、道筋をつけるもの、新たに市民の皆さんからご意見をお聞きしながら進めるもの、条例の制定など、制度設計に伴うものという4つの考え方を示しておられます。

市長のマニフェストは、選挙期間中ですが、実にこのような立派なマニフェストを私もいただいております。このマニフェストが実行されますと、本当に鹿児島県一すばらしいまちになるであろうと感じるところでございます。

そこで、9つの、例えば1番目、子どもを生み育てやすい環境を実現します。9番目に、行財政改革を推進しますというような9つの項目がございまして、その中にまた、小さな目標といたしますか、やっていかなければならないことが具体的に書いてあるもの、それから、若干抽象的なもの等があるわけです。これらある程度整理をいたしましたら、この9項目の中の小さく分けられたものを項目ごとに精査いたしました。大体四十二、三の項目に分かれていますと私は見たわけですが、こういうものを、やはり4年間の市長の在任中にある程度道筋をつけたり、あるいは解決したりされていくということだと思っております。約1年たったわけですが、これらについて、先ほど申しました4つの項目ですね。確実に達成できるものは何と何と何と考えているのか。これは、道筋をつけていくんだ、これは制度の条例の制定等が必要なんだというような仕分けをしていく必要があると思いますし、当然、そのようなことはもう1年間の間にやられているんじゃないかなと思うんですけども、その辺のところをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、マニフェストの取り組みについてでございますけれども、1つ目の「子どもを生み育てやすい環境を充実します」の中では、小学校6年生までの医療費を無料化する助成制度を開始いたしました。

それから、小児用肺炎球菌ワクチンやヒブワクチンの接種料の無料化も平成23年度の事業開始を予定しております。これは、市民の健康の保持だけではなくて、始良市の新たな付加価値として、暮らしやすい環境を提供し、人口増加にもつながればということでやっているところでございます。

また、2つ目の「新市の一体感を醸成します」では、各行事に始良市誕生記念の冠をつけて、合併を記念して第九を歌う会の催し、人々の気持ちを一体化に図ったところでございます。

また、一体化は、市民の皆様のご意見をお聞きすることからと行政座談会を実施したところでございます。これは、全市全域にわたってこの行政座談会は実施いたしましたところでございます。

3点目の「だれにも優しいまちづくりを推進します」では、独居老人支援事業の拡充の一環として、緊急通報体制等の整備を行い、緊急通報装置を利用しやすい環境づくりを平成23年度から実施することにしておるところでございます。

また、あいら斎場の建てかえを実施する中で、従来とは異なる建設の手法でございますPFIでの可能性調査も始めたところでございます。

4点目の「地域の特色を生かした活力ある地域社会を創出します」では、企業誘致による雇用の拡大の一環といたしまして、立地企業への補助金を平成23年度で予算化をお願いしているところでございます。

また、通年型観光地づくりの推進による観光客の誘致として、旅行業者のJTBへ委託いたしまして、観光周遊バスあいらびゅ一号の運行や観光案内板の設置、各種観光地の整備、特産品の開発等を支援することを推進しておりますが、特産品協会については、平成23年度に立ち上げていただくということにしているところでございます。

5点目の「地域の特色を生かした活力ある地域社会を創出します」では、小中学校の校舎などの耐震化はもとより、外壁の修理などを継続して実施する体制をとるということにしているところでございますが、このことについては、補正予算等で手当をお願いして実施したところでございます。

また、建昌小学校の過密化を解消するため、松原の区画整理地内に新たに小学校を建設し、児童の学習環境の改善を図ることとしたところであります。このことは、本議会にもお願いをしたところでございますが、6点目の「共生・協働によるまちづくり、男女共同参画社会を実現します」では、地域におけるリーダーとなる人材の育成として、リーダー養成塾やまちづくりフォーラムなどを実施しているところでありますが、このことも含めて、観光の資源に資するよう観光ボランティア等の活用ということについても取り組んでおりますし、北山地区等々の活性化に向けてもリーダーの養成を図っているところでございます。

7点目の「災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します」では、消防庁舎の建てかえを実施する中で手法をいろいろ取り入れますが、今回の震災でも事象が出ましたように、何と言いましても、災害が起こった場合に、いち早くその現場に駆けつけなければならない常備消防を含め消防団、これらのことについては、今後ともしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。また、その中であいら斎場や小学校と同様に、また、手法としては、PFIの可能性も調査を始めているところでございます。

8点目の「地球に優しい環境づくりを目指します」では、平成23年度中に資源物収集の手法を改善してまいりたいと考えております。この中でもう説明を既に始めておりますが、蒲生地区におきましては、従来の収集のあり方等々について、一部変更かける点、それから、収集場所等についてもご説明を既に始めているところでございます。この循環型社会を目指す中で、この非常に大事な案件でございますので、このこともしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

このことは、資源物収集の手法のことも含めて担当部署でしっかり検討をするように指示しているところでもあります。

9点目の行財政改革の推進では、行政改革大綱を策定しまして、その実施計画を平成23年度中に策定することといたしておりますが、それに先駆けまして、本議会に特別職等報酬審議会に諮問をいたしまして、市長、副市長、そして、教育長の歳費について15%、もしくは10%の削減を実施したところでございます。

また、総合計画の策定過程におきます50人委員会を組織するということにつきましては、市民の皆様にも参加していただけるようなシステムづくりを行ったところでございます。

このように、マニフェストというのは、公約でございますが、このことを受けて、それに真摯に取

り組むというのがその政治家に課せられた使命であろうというふうに思います。今後ともそれらを常にしっかりとその行動の基礎として見据えながら、今後とも行動してまいりたいというふうに考えております。

○14番（河東律子君） 22年度、23年度におきまして、市長が着々と新しい始良市づくりのために道筋をつけながら、やっていただいているというのは前々からよく感じております。そこで、今幾つか実行されておられますものとか、説明等もございました。マニフェストといいますか、市行政の中では、特に財政的なことを伴う面というのが当然出てまいりまして、市長の公約の中でも斎場の問題、それから、消防署の建てかえ等が大きなマニフェストの中に出てきている項目でございます。それに伴いまして、きちっとやりますという形では出てきておりませんでしたけれども、新しい建昌小学校の分離、新設（仮称）松原小学校の件につきましては、旧始良町の時代に答申が出ておりまして、これは当然進めていかなければならない事業であるというふうに思っているわけですが、これらの、特にこの3つにつきましては、大きな財源を必要とするわけでございます。市長は、選挙をするに当たりまして、マニフェストとして出されましたときに、当然、これらについては、このような財政状況で、こうしていけばできるんだという分析といいますかね。そういったのをされてマニフェストの中に入られたと思うんです。

そこで、若干、最初にお聞きしますけれども、松原小学校、新設小学校を建設するに当たっては、どれぐらいの財源が必要なのか。また、あいら斎場、それから、消防署の建てかえ等についてもまず全体的な財源をどれぐらいだと試算しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○市長（笹山義弘君）（仮称）松原小につきましては、所管するのは教育委員会でございますので、その学校の規模、それから、あり方等々について、これからいろいろと積み上げをしていくわけですので、具体は出てこようかと思えます。しかし、先進地の事例等を見ましたときに、同規模の学校を創設するとなりますと、その基礎となるのは、類似のその参考するしかございませんが、23億前後を予想しているところでございます。

また、火葬場につきましても、一般的には炉1基が1億というような粗の試算があるわけですが、人口の推計を考えましたときに、3基でとても賄えるということは考えられませんので、将来的にまずとりあえず6基は最低必要であろうというふうに思います。将来的にできるものならば、8基ぐらいを準備ができればということをおもっておりますが、それらを想定しながら事業を進めていかなければならないと思っております。

予算的には、約、先ほど言いました6基したときに、そのかまだけで6億となりますが、いろいろな施設、それに伴うその周辺の整備が必要ですので、10億から13億はかかるのではないかというふうに予想しております。このことは、具体事業を採択するとなりますと、一つひとつ積み上げてまいりますので、実施計画の中、設計価格が出てこようというふうに思います。

消防についても、規模をどのぐらいにするのか等々の問題がありますが、建屋周辺については、その10億ぐらいを考えておりますが、周辺整備等々を考えますと、一応10億から13億、同じくそれぐらいかかるのではないかと考えているところであります。

○14番（河東律子君） 3つの事業を見ましても、何十億という大きなお金が要るわけですが、

公約でうたわれましたのが、4年間の中ででき上がらなければいけないということは、これはないわけでごさいます、2番目に市長が上げられました道筋をつけるものというところの中にも入ってくるのかなと思っておりますけれども、学校につきましては、もう早急にやらないと児童数が今のところ若干ふえていきますけれども、10年もたつと減っていくんだよというような試算もできておりますので、これだけはどうしても27年度の4月が開校というようなことも言われておりますので、先にやられなければいけないことになるのかなと思います。

ただ、あとの2つのことにつきましては、公約として今民間資本を活用した場合の試算とかがついているようでは、市長とされましては、この2つがいつごろから着工していつごろまでにでき上がればいかなというように思っていますか。

○市長（笹山義弘君） まず、ご理解いただきたいことは、その学校のことでごさいますけれども、学校のごことは旧町時代に小中学校の審議会の答申を受けて、基本計画、実施計画等々がもう入っておるとすれば、それは、行政の責任として引き継ぐ事業としてということになろうと思っておりますが、私としては、きちっと一定のルールを立てるという意味から、始良市としての審議会に諮問をしたところでごさいます。それを受けて、建設すべしという方向性がお示しになりましたので、そのことを受けて実施していくということでごさいます。やはりそういうルールが必要というふうに思います。

したがって、ほかの施設についても、その方法等について、今実施すべく手法等について精査をさせておりますけれども、それらの後年度財政負担等々のシミュレーションも出てまいりますので、それらを受けて、その実施可能かどうかの可能性調査も含めて出てくるわけでごさいますから、その出てきた時点で皆様方にもご相談を申し上げまして、そこのその判断を仰ぎたいというふうに考えているところであります。

○14番（河東律子君） 今、調査の中で可能性も含めた——可能性調査も含めた調査をしているというようにごさいましたけれども、市長が出されました斎場、それから、消防署の建てかえ等もこの時期でこうだと非常に難しいという結論が出ると、これは撤回ということになるのでしょうか。

○市長（笹山義弘君） この事業というのは、事業計画、まず優先、取捨選択しながら優先順位を決めて、その全体の中から事業を選択していく。その中でその事業が実施可能かどうかということは、財政的裏づけがないとできないわけでごさいますから、後年度にどのぐらいの負担が来るのかということについて、そのしっかり調査をして、そして、やっていくということでもあります。

その方向性としては、しかし、市民の皆様に向かって、そういうお示しをしたわけですから、そのことについて最大限の努力をするというのが私に課せられた使命でごさいますので、そういうことで今進めさせていただいているというところであります。

○14番（河東律子君） それじゃ若干財政面についてお伺いいたしますけれども、この実施計画の中に学校建設、斎場建てかえ、それから、消防署の建てかえ等の23年度、24年度、25年度の計画というのでも示されているわけですが、一番ここでお金が大きく動いているのが、25年度になりますと、地方債がこの3つだけで13億5,910万円——14億という地方債が、一応この計画の中では出されているわけです。全体、そのほか大きな事業をする、大きな事業じゃなくてもしていくわけです。

けれども、多分25年度の全体の地方債というのが19億2,395万という全体事業が539事業の中で、そういうような地方債が示されております。地方、借りて、もちろん仕事をしていかなければいけないわけですが、収入、いわゆる歳入歳出は、そう大きく変わっていかないということで、ことしも260何億でしたか、当初予算になっているわけですが、市長は、各年度ごとの公債費あるいはこの地方債の借り入れ等については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 足りない点があれば、答弁させますけれども、行政の基本は収支バランスをとるということですから、歳入をしっかりはかって歳出を抑制すると、これが基本でございます。「入るをはかりて出るを制す」ということでございます。そういう中で、まちづくりをどのように図っていくか等々、また、その施設にふさわしい施設が整っているかどうか。それらも含めながら、そして、市民の皆様のニーズがどこにあるのかということもしっかり図らなければならないと。それらのバランスをとりながら、行政を運営していくわけですが、この事業を起こせば、当然、起債は起こってくるわけですが、しかし、その問題は、その単年度に財政を逼迫させるようなことはできないわけですので、10年計画、20年計画、そのような返済については、いろいろと手法あろうと思いますが、その辺の計画を立てる中で後年度に大きな差異が出ない、その極端に単年度に負担がふえないような、そういう運営を心がけるつもりでございます。

○14番（河東律子君） 大体の財政運営についての市長のお考えもよくわかりました。それでは、もう一つ、評価について伺いますけれども、マニフェストの評価につきましては、市長のご答弁によりますと、「また、マニフェストの評価につきましては、市民の皆様に行っていただけるものと理解しております」というようなふうに書いてございます。私は、やはり当然、市民がマニフェストの評価はする、しなければいけないわけですが、このマニフェストを打ち出した市長みずから自分のマニフェストというのはどうであったのかという評価というのは、やはり記録として出して、そしてまた、市民の皆様へも公表をしていくという手段、手法というのは必要なんじゃないかなと思っておりますけれども、それで、今、地方議会だけではなくて、国もそうですけれども、マニフェストを出して選挙に臨まれるというのが一般的になってきました。

いろいろ資料等を見たりしますと、マニフェストとは何ぞやということですね。具体的に評価できるようなものをマニフェストとして掲げている人、また、お題目的なものだけで終始しているようなマニフェストもある。これは私が言うんじゃないで、あるお書物学者の方がそういったような分析もされているわけですが、やはりマニフェストというのは、だれでもああできたんだとか、できなかったんだとか、どうだとかっていうようないわゆる評価ができればいけないんじゃないかなと、私は考えております。

先ほど申しましたように、9つのマニフェストの中をずっと細目、上げてあるだけの細目を分析しますと40幾つの項目になるわけです。その中で、やはりこれはできた、これはできない、これはいつごろどうだろうという目標とか、反省とか、そういったものを積み重ねていくことで成果が上がってくるんじゃないかなと思っております。

私たちは、仕事柄といいますか、やはり候補者の方のマニフェストというのを大事にとっていました。だれが当選されても、こういうまちづくりをされようと考えているんだなということで、こういう立派なマニフェストで非常にわかりやすい。小さなもの別に配られておりましたけれども。ところ

が、市民の皆様といいますか、全部、こういう公約をば市長はうたっていたんだというのは、もうお忘れになった方とか、資料をお持ちでない方とかっていうのもあると思うんですけれども、この市長のマニフェストを、市長のホームページでも構わないんですけれども、あるいは、まちのホームページでも構わないんですけれども、そういったところで、現在、公表されておりますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 私のマニフェストというほうが聞こえ、わかりやすいので使わせていただいますが、マニフェストというのは、普通は国政に使われる言葉だそうでございます。そういう意味で選挙公約ですけれども、そのことの評価というのは、私ども4年に1回の審査を、市民の審判を仰ぐわけですので、そのときに大きく評価がいただけると。今の時期で、私の政策課題について、いろいろ精査をするといいますか、そういう時期では、私はないと思っております。

その公約に掲げました基本理念でございます「県一暮らしやすいまちを目指す」ということについては、終始一貫言い続けておりますので、そのことのもとに、それらのいろいろな項目の公約について、日々努力をしているということでございますので、その評価云々のことについては、市民の皆様にお任せしたいというふうに思います。

また、情報の開示ということも公約として掲げております。したがって、市長の交際費含め、そのホームページの中でタイムリーといいますか、その時期時期にきちっと定期的にその開示をしているということでございます。

○14番（河東律子君） マニフェストの評価あるいは公表については考え方だろうと思います。これは、1つの例ですけれども、三重県の松阪市の市長は、マニフェスト55項目の政策を担当部局と5段階評価をしてレポートを公表していると。そして、そのまたレポートに基づいて、市民の方々と対話を進めているというようなことでございます。

こういったやり方は、市長それぞれのやり方であろうと思いますけれども、やはり市民の皆様も、今まちがどういうふうにまちづくりができていて、市長が公約されたことというのが着実にどのように進んでいっているんだというのをば、やはりまとめてといいますかね。予算とかいろんなのは、何かのときには、いろんな議会だより等でもお示ししてまずし、出していくんですけれども、その辺のところを、今このようなふうに努力されているんだと。ここ辺は課題なんだというようなのがわかるようなものの公表といいますか、そういったのは、やはりあったほうがいいのかと、これは私の考えです。

それで、先ほども言いましたように、このお約束の中には、何々をします——しますって数字的なもの、あるいは建てますとか、ヒブワクチンを助成をしますとか、そういうふうにきちんと具体的にしているものは非常にわかりやすいんですけれども、中には、やはり抽象的なもので、文言で出てきているものもあるわけですので、そういったもの等も市民の皆さんにわかりやすいようなやり方でお示しをしていく、お知らせをしていく、これは、市長のホームページとか、そういったのでも構わないと思うんですけれども、そういったものも必要なのかなと思ったりしております。

それでは、次にまいりたいと思います。

次は、温暖化対策の問題ですけれども、温暖化対策につきましては、今回の地震でも電気をいかに私たちがたくさん使っていたのか、そしてまた発電所とか、そういったもの等に異常が起こると、非常に市民生活にも影響があるというようなことをまざまざと見せつけられたわけですけれども、温暖

化といいますと、私たちさっきも言いましたように、このごろ地球が変だよねとか、何とかだよねというようなことはよく言うんですけども、直接我が身にどうというふうに、きょうはこうで、あしたはこういうふうに変化があったというようなことはあまり身に感じないわけですので、我々もといいますか、市民もなかなか自分のこととして感じない、感じてはいるんだけど、じゃそれを自分の行動として移していきましようというところまで進んでいないんじゃないかなと、私は自分も振り返りながら、できるだけそういった面には気をつけておりますけれども、まだまだ足りないのかなと思ったりしてるんですけども、まず、この住民への啓発活動について、「生活カレンダーの中で温暖化関連の記事を掲載し、家庭での二酸化炭素排出量を算定できる環境家計簿のページを設けております」と。「23年度もまた全戸に配付しております」というようなご答弁いただいているんですけども、この市民がこの環境家計簿について、どれぐらい自分のうちで実行しているのかっていうところは、どのように調査していらっしゃるのか、思っているのか、その辺をお伺いいたします。

○市民生活部長（池山史郎君） どれぐらいの実行であるかということでございますが、これは23年度、先週にこの生活カレンダーを各家庭に発行しております。その家計簿をつくってもらっていただきまして、その後、アンケート調査を行いまして、その記録を公表して住民の削減のPRにつなげたいというふうに考えております。

○14番（河東律子君） それらについては、今からの取り組みの問題だろうと思いますけれども、この環境家計簿というの、ちょっと見た分には面倒くさいですよ、普通にしますと。でも、その面倒くさいけれども、より簡単にといいいますか、わかりやすく電気料とか、いろんなものについて測定が各家庭ではできるわけですけども、鹿児島市あたりは環境家計簿をつける希望をとって、そして、その方々の月々のその資料からどれぐらい削減をしていったんだというようなものを調べてといいますかね、つけていただいて、そしてまた、それらを公表して、優良なところには表彰を行ったりとか、いろんな手だてで、ただ漫然と、はい皆さんつけてくださいよで終わったんじゃ、なかなかつける人もいないし、長続きもしないと思ってるんですけども、その辺のところを確実に、やはり各家各家がこの温暖化問題に対して取り組んでいくという気持ちを持っていただくための具体的施策、これ今配付しているようなこの環境家計簿載せていますよという、これで十分だとお考えでしょうか。

○市民生活部長（池山史郎君） 今の件に関しては、担当課長に答弁させます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 生活環境課、前田でございます。今、議員おっしゃるように、地球温暖化防止というものは、具体的に評価としてわかってくるものではございません。しかしながら、旧始良町で行われております、この表を使いまして、カレンダーの中でしていただいておりますが、自治会長さん方にお聞きしますと、やはり意識を持つには、全市民に意識を持っていただくということが肝要ではないかということがございまして、今回もこの地球温暖化防止とごみの減量化をセットにしたものでございますけれども、皆さん方にわかっていただく。その上でまた市として対応していくというふうに考えておりますので、今回は、この全市に配ったところでござ

います。

○14番（河東律子君） 時間が切迫してまいりましたけれども、この電気等CO₂削減についてなんですけれども、今回の地震で非常に電気を無駄遣いしている面もあるし、また、電気というのがいかに大事なものであるかということも身を持って感じたわけなんですけれども、電灯の使用料が1973年で大口の契約が占めた電灯使用料の割合が51%で、家庭の契約が21%だったということなんですね。ところが、2009年の調査では、大口契約が30%で、いわゆる家庭の電力の消費量といいますか、そちらのほうが33%というふうに逆転しているわけです。私たちは、よく企業企業といいますけれども、家庭での電気使用料というのが、いかにどんどん大きくなってきているかというのは、こういう統計でもわかるわけなんですけれども、であれば、私たちいわゆる一人ひとりの住民が電気というものについて、また、CO₂というものについて考えていかなければいけない時期に来ておりますし、今回の東北地方の災害というのが、非常に大きなきっかけ、そういったのを考えるきっかけにもなるんじゃないかなと思っております。

関東電力のその電気ですけれども、東京あたりまでが計画節電といいますかね。あの停電をしていかなければならないというようなことでございます。西日本と九電と関東地方とでは、また、あれが違いますので、九州で回った電気を向こうに送るということとはできないわけですよ。きのうの新聞でしたか、この東電では、ことしの夏も冬も、またこの計画節電をしなければならないというようなふうに言っております。

というのは、火力発電所も被害を受けているわけですね。しかも、夏場につきましては、一番気温の上がる2時から3時、この時間帯に節電をしていかなきゃいけないというような記事が載っております。ということは、一番クーラー等が必要な時期ですね。そのときに、クーラーは使えないわけです、実際向こうの人たちは。そうしますと、今、私たちの生活のあり方といいますかね。そういったものを、向こうの人たちだけじゃない、我々がどういう生活、電気を使った生活等をしていかなければいけないかということについては、やはりしっかり考えていかなければいけない問題なのじゃないかと、私はこう思うわけです。

平成18年に、国は地球温暖化対策の推進に関する法律で、国、地方、公共団体、事業者、国民の責務を明確にしております。その中で、地方公共団体の責務といたしまして、その地区の自然的、社会的条件に応じた温室ガスの排出の抑制のために施策を推進すること。そして、みずからの事業所というのは、役所ですけれども、及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに、吸収作用の保全並びに強化のための措置を講ずるとともに、その地域の事業者、または住民が温室効果ガスの排出抑制に関して行う行動の促進を図るというのがうたわれているわけです。

ですから、地方自治体は、やはりみずからの温暖化対策を進めると同時に、事業者とか、地域住民に対してそのような啓発を行っていくということが大事なこととして法律に定められているわけです。

始良町は、平成19年に行動計画を作成しまして、20年から24年まででしたかね。24年までの実行計画というのをつくって実行に20年から移っている途中、合併をしているわけですね。ですから、旧始良町がつくったそういうひな型というのものもあるわけですので、やはりこの行動計画というのは早急に策定をして、そして、市自体も、それから、事業者、あるいは、市民もやはり意識を持って行動していくということが必要になると思うんですけれども、この行動計画の策定については、いつごろをめどにして計画をされているのでしょうか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 実行計画でございますが、議員おっしゃるように、旧始良町、旧加治木町において計画書ができ上がっております。今現在、この問題につきまして、環境基本計画と同時に、また、あるいは基本計画をつくった上で、その上でまた、地球温暖化防止実行計画のほうを策定するという二段階に分けて実行する計画であります。

私どもとすれば、23年度で大方のデータ等が出てまいりますので、環境基本計画をつくった上で、地球温暖化防止計画の実行計画をつくってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○14番（河東律子君） 計画のあり方については、大体わかりました。始良町においては、多分環境基本計画が14年、15年あたりでしたかね。そして、この行動計画が19年ということで、やはりそれぐらいの日数が必要なのか、もっと短縮できるのか、今23年ですので、その辺のできるだけ早くこういふ基本計画はつくりまして、未来の子どもたち、地球が減びないといえ大げさになりますけれども、私たちの子孫が安心して暮らせるような地球を残していかなければいけないと感じておりますが、その辺のところの日程——日程っていいですかね、年度のどれぐらいにめどをされておりますか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 実際、環境基本計画につきましては、旧始良町のものがございます。そして、ダイジェスト版もつくっております。それらを全市的に調査することも事業として残っておりますので、そのあたりにつきまして、やはりまとめた上でやっていかななくてはならんということで、約1年から2年はかかるであろうというふうに見ておるところでございます。

○14番（河東律子君） 大体のことがわかりましたし、積極的に取り組んでいこうとされていることもわかりました。

それで、できるのは、もうちょっと先になりますけれども、この2月に新聞に皆さん出たのがご記憶があるんじゃないかと思っておりますけれども、CO₂を減らすための……、ちょっと資料が見つかりませんので、また、この件は後にいたします。すみません。

じゃ、子宮頸がんワクチンについて時間がありませんので質問をいたしたいと思っております。

このワクチンにつきましては、きのうも新福議員のほうからも詳しくいろいろご質問がございました。私の答弁といたしましても、本市といたしましては、厚生科学審議会等の動向を慎重に見守っていきたいと考えておりますというようなご答弁でございまして、私は考え方を問いましたので、そのような答弁になったかと思っておりますけれども、もうちょっと具体的に厚生科学審議会等の動向というのが、今どのようなふうになっているのか、お知らせください。

○市民生活部長（池山史郎君） 担当課の課長に答弁させます。

○市民生活部健康増進課長（小田原 優君） 健康増進課の小田原です。よろしくお願ひします。

厚生審議会の下のほうに予防接種部会という委員会がございます。その中でいろいろ検討されてるようです。

以上です。

○14番（河東律子君） ちょっとよくわからなかったんですけど。（発言する者あり）

○議長（兼田勝久君） 内容を忠実に、ちょっともう少し具体的に続けてください。

○市民生活部健康増進課長（小田原 優君） 続けて申し上げます。

予防接種部会のほうでヒブワクチンや子宮頸がん等について検討されてるわけですが、その中ではワクチン接種のあり方とか、方法、特に、啓蒙活動とか、同意書等なんかについてもいろいろ接種方法について検討されているようです。それを踏まえて、いろいろ報告等がございます。

以上です。

○14番（河東律子君） ちょっとよく具体的にわからなかったんですけども、予防接種審議会の中で接種のあり方とか、啓蒙活動、今、啓蒙と言われましたよね。ちょっとこれは、載せないでもいいんですけども、今啓蒙という言葉は、私たち、私議会だよりをつくっておりますけれども、劣っている人たちに対して教えるんだというような、そういう意味があるので啓蒙という言葉は使わないんだそうです。ですから、啓蒙活動というふうに、市長のマニフェストの中でも啓蒙という言葉が出てきましたけれども、いや、私たち議会だよりを出しまして、大変なおしかりを受けたことがあるんです。ですから、そういうことには気をつけていただければいいかと思います。

それで、時間ありませんけれども、この子宮頸がんワクチンについては、副作用の件とか、いろんなこと等も話題に上がっておりまして、賛否、反対意見もあれば賛成意見もあるわけですが、特に、小学校の高学年から中学生1、2年生にかけて効果があると言われております。そして、これは、また性交渉をしなければというようなことでもございまして、いわゆる学校あたりとの性教育ですね、そういったものとも絡んでくるわけです。

この子宮頸がんワクチンというのは、どういうもので、どうなんだというようないわゆる親子にきちっとわかっていただかないと誤解を招いたり、いろんな憶測が出てきたりするんですけども、その辺のところはどのようにお考えですか。

○市民生活部健康増進課長（小田原 優君） ワクチンにつきましては、同意書と保護者同伴というのが原則になっております。それで、中学校2年以上と中学校1年生、この中学校2年以下と中学校3年以上を境にしまして、説明の内容が変わっております。保護者のほうの説明が必要というのが、中学校2年生以下のほうで必要となっているようです。3年生以上につきましては、いろいろ性感染症の教育も受けておりますので、その辺の感染予防の観点から説明をしなければならぬというふうにされているようです。

以上です。

○14番（河東律子君） 接種につきましては、担当課のほう等でまた厚生省からいろいろそういう指示等も来ているようでございますけれども、やはりこのことは、性に関する学校教育と絡んでくるんじゃないかな。絡んでいやおかしいですね。関係があると私は思うんです。それで、日本のそういう性に関する教育っていうのは、昔は「男女7歳にして席を同じうせず」というような形の時代があったわけですが、今は随分時間が変わってきて、低年齢化しているんですけども、学校の

ほうでは、その取り扱いはいかがされているのでしょうか。

○議長（兼田勝久君） 教育長、簡単に。

○教育長（小倉寛恒君） 学校教育の中でのいわゆる性教育ということでございますけど、エイズとか、いわゆる淋菌感染、いわゆる性感染症についての学習というのは、中学校段階でやってるわけでございます。高等学校では、性交渉とか避妊とかという学習もやっております。したがって、中学校段階で子宮頸がんそのものについての学習っていうのは、指導内容には入っておりません。

子宮頸がんのワクチン接種が十二、三歳で接種することは有効であるということは理解しておりますけれども、ただその性的な接触を前提とした予防のためのワクチンであるということで、いわゆる乳幼児に接種するものとは違って、やっぱり家庭の中でのそういった指導というものは必要であると考えております。いわゆる学校と家庭との連携ということでございます。

○議長（兼田勝久君） これで河東律子議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。10分程度。
(午後2時09分休憩)

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後2時20分開議)

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

○議長（兼田勝久君） 次は、6番、湯之原一郎議員の発言を許します。

○6番（湯之原一郎君） 登壇

3月23日、ちょうど1年前のきょう、新生始良市が誕生いたしました。その記念すべき日に、この場に立てたことに喜びを感じる一方で、東日本で発生した地震、津波、そして、原発事故による大災害の様子をテレビ報道等で目の当たりにするとき、被災者の方々がどんな思いで毎日を暮らしておられるのか、本当に心が痛みます。この苦難のときを日本国民全員で分かち合い、被災地の一日も早い復興にできる限りの協力をしていかなければならないと考えます。

始良市でも、消防緊急援助隊の派遣を初めとして、具体的な援助活動が動き始めておりますが、自然災害の頻発する日本では、いつ自分たちも被災者の立場になるかわかりません。今、東日本の状況を自分たちのこととして思いをはせ、市民の皆様へ協力を要請していただきたいと思っております。

それでは、さきに通告しておりました3点について市長並びに教育長に質問してまいります。

1点目、姉妹都市盟約について、市長にお伺いいたします。

始良市は、旧加治木町時代に、島津義弘公のご縁で旧伊集院町との交流があったとのことで、旧伊集院町を含む4町が合併して誕生した日置市と姉妹盟約を結び、議会でも昨年月日置市を訪問し、各種施設の研修、議員相互の交流を深めたところであります。

また、始良市のホームページに「市長の部屋」というコーナーが設けてあり、市長の日々の公務の状況を紹介した市長の日記や市長交際費の執行状況の報告など、市長の動向が市民にわかりやすく紹介されております。

その中で、本年1月10日から13日まで、台湾員林鎮を訪問視察した報告が掲載されております。内容を要約しますと、台湾員林鎮は、人口約12万5,000人、加治木ロータリークラブが行っている青少年の相互訪問交流事業に同行し、員林鎮との姉妹都市盟約の締結を視野に入れ、学校教育施設や員林鎮公所——これは役所のことだそうですが、を訪問した員林鎮代理鎮長（市長）から「姉妹都市盟約の締結について、3年後をめどに今後とも交流を深めたい」旨のあいさつを受け、平成7年から交流を続けていますが、交流事業を続けていきたいとあいさつしましたと報告してあります。

そこで、市長に次の点について伺います。

1、台湾員林鎮と姉妹都市盟約締結を考えるに至った経緯。2、員林鎮側は3年後をめどにと要望されているようですが、盟約締結の時期について、どのように考えておられるのか。3、盟約締結後にどのような交流を考えておられるのか。4、姉妹都市についての考え方。以上、4点について市長の考え方を伺います。

次に、質問事項2、有害鳥獣対策について質問いたします。

中山間地域での農林産物への有害鳥獣の被害防止対策については、合併前の旧町時代からさまざまな対策がとられてきておりますが、一向に被害が軽減する様子はなく、特に、イノシシ、シカ、サルによる被害は深刻なものがあります。

23年度予算に有害鳥獣被害防止事業と捕獲事業に対する補助金が計212万円計上されております。22年度は、有害鳥獣捕獲事業に218万7,000円が計上されており、予算の面では後退しているように思われますが、以下の5点について伺います。

1、鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律が施行され、市町村は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、被害防除計画を定めることができるとされておりますが、始良市鳥獣被害防止計画は策定されているのでしょうか。

2、有害鳥獣の農林産物への被害については、どれくらいの被害額、被害面積があるのか、把握しているのか、伺います。

3、23年度予算額でどれくらいの被害軽減効果を期待できるのか。

4、被害軽減対策において、猟友会の役割は大きなものがあると考えますが、会員の高齢化や会員数の減少という問題が横たわっていると聞きます。狩猟には、危険性が伴い、狩猟従事者を確保するには、ある程度の期間も必要であり、早く何らかの対策を打っていかないと、将来非常に困難な事態が出てくるのではないかと危惧します。猟友会会員の確保について対策は考えられているのか、伺います。

5、県や近隣市町と連携した取り組みも必要と考えますが、そのような機会は設けられているのか、以上5点について伺います。

次に、3点目の質問、歩道の整備について質問いたします。

国道や県道・市道等の整備が進められる中で、児童の通学路の交通安全対策として歩道の整備の検討は、どのようになされているのか、また、高齢化社会が急速に進む中で、交通弱者である高齢者が安全に歩行できるような歩道の整備については、どのような検討がなされ事業に反映されているのか、伺います。

以上です。2回目以降の質問は、質問者席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯之原議員のご質問にお答えいたします。

1問目の姉妹都市盟約についての1点目から4点目のご質問については、関連がありますので一括してお答えいたします。

台湾の員林鎮へは、ホームページに掲載しましたとおり、1月10日から13日にかけて訪問視察をしたものであります。

このたびの訪問は、約20年前から加治木ロータークラブが台湾の員林ロータリークラブと姉妹盟約を結んで行っている青少年相互訪問交流事業に同行したものであります。

私も、ロータリークラブの会員として、この事業に取り組んでおりました。10年ほど前に員林ロータリークラブから員林鎮と加治木町との姉妹盟約の申し出がありましたが、員林鎮は人口約12万人の台中では中核都市であることから、返事を先送りしてきたところでありました。

台湾は、アジアの中でも早くからI C産業の振興に力を入れ、多くの日本企業も進出し、日本の主要な貿易相手国でもあります。

昨年、3月に3町が合併し、人口約7万5,000人の始良市が誕生いたしました。国際化、グローバル化が進む今日において、これに対応できる人材育成や国際交流を進めることも必要だと考えておりましたので、今回、員林鎮公所、いわゆる役所を正式に訪問したところでございます。

盟約の締結時期につきましては、員林鎮長から、「これからも青少年の交換交流事業を継続し、さらに文化、経済の交流を進め、3年後には姉妹盟約が締結できるよう取り組みましょう」との言葉をいただきました。

私としましても、国際化、グローバル化の時代の要請に即応した交流活動を進めるために、3年後を目標に取り組みたいと考えております。

姉妹盟約締結後の交流についてであります。台湾は、アジアのシリコンバレーとも呼ばれるくらいに、日本の産業と深いつながりがあります。

このようなことから、国際感覚を学ぶための市職員の派遣事業や文化交流、そして、始良市の特産品等を活用した経済交流につながるような取り組みを考えております。

姉妹都市の考え方につきましては、現在、国内においては日置市と姉妹盟約を結んでいるところですが、先ほど申し上げましたように、盟約を結ぶことで市民レベルの交流がさらに進み、友好関係が深まっていくものと考えております。

なお、姉妹都市を規定する国内法や国際的な統一基準はありませんが、交流するに当たって何らかの予算措置が必要になるものと考えておりますので、適宜、議会に提案してまいります。

次に、2問目の有害鳥獣対策についての1点目のご質問にお答えします。

鳥獣被害防止計画につきましては、合併協議時の事務事業の調整項目でもありましたので、県と協議を進め始良市鳥獣被害防止計画として平成22年度に策定いたしました。

2点目のご質問にお答えします。

被害報告に基づく調査により積算いたしました被害額は、平成21年度で約160万円となっております。

3点目のご質問にお答えします。

平成23年度予算において、鳥獣侵入防止さくの整備補助や有害鳥獣の捕獲及び捕獲活動に関する補助を計上しておりますが、その軽減効果となりますと、鳥獣の出没度合いや数により変わると考えますので、被害軽減効果の具体的な数値については、お答えできかねます。

4点目のご質問にお答えします。

現在、猟友会は、始良市内に6団体あり、会員のほとんどが60代、70代の方であります。

今後とも猟友会へ若い世代の方が入会し、狩猟の方法や有害鳥獣の捕獲等が伝承していけるよう、啓発に努めてまいります。

5点目のご質問にお答えいたします。

鳥獣被害は、中山間地域でのさまざまな要因によるものと考えられますが、県並びに隣接する市町との情報交換、取り組みも重要であると考えます。

本年度は、蒲生の3地区において、県と合同による鳥獣被害防止対策説明会を開催し、また、霧島市で県主催の現地研修会が開催されるなど、対策の検討や情報の交換なども行っております。

今後も、始良市鳥獣被害防止計画に基づき、地域住民の方々の協力もいただきながら効果のある対策を普及啓発し、取り組んでまいります。

次に、3問目の歩道の整備についてのご質問にお答えいたします。

児童生徒の通学路の交通安全対策の検討につきましては、小学校区ごとに設置しておりますスクールゾーン対策委員会にて、随時、現地確認や検討がなされております。

学校長やPTA代表者、自治会長等で構成される各校区スクールゾーン対策委員会の会議結果により、警察や県・市の担当部署職員等への要望等もされます。

歩道の整備につきましては、さきの神村議員のご質問にお答えしましたように、歩道の拡幅や段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置などを行い、計画的に歩行者や交通弱者に優しい歩道整備に努めてまいります。

以上で、答弁を終わります。

○6番（湯之原一郎君） それでは、1点目の姉妹都市盟約について再質問いたします。

まず、ちょっと細かい点ですが、整理をしておきたいんですが、答弁書の中で20年前から加治木ロータリークラブと台湾の員林ロータリークラブが姉妹都市盟約を結んで交流が始まったという数字と、あと10年ほど前に、員林ロータリークラブから員林鎮と加治木町の姉妹盟約の申し出があったという数字が出てきております。

あと、ホームページの中では、市長の言葉として、平成7年から交流が続いているという発言がありますけれども、このあたりをちょっとはつきりさせておきたいんですが、ご答弁をお願いします。

○市長（笹山義弘君） クラブ同士の交流につきましては、ご説明しましたように、20年前からそういうご縁があって交流をさせていただいているところであります。それで、その中で交流事業をするというクラブ同士の話の中でその児童の交流を始めたということでございます。それが、平成7年からということでございます。

○6番（湯之原一郎君） わかりました。それでは、私がさきに通告しておりました分については丁寧に答弁がしてありまして、大体理解したところでありますけれども、それに関連いたしまして質問を

続けてまいりたいと思います。

まず、員林鎮とは、約20年前から交流が続いているということでありますけれども、これは一般的に言っていることですが、姉妹都市を選定する際、きっかけとなる事象があると思います。それにつきましては、例えば、産業とか文化とか、自然環境とか、地理的環境、歴史的経験など、何か共通点として姉妹都市を結ぶということが多々あると思うわけですが、例えば、鹿児島市とイタリアのナポリ市が桜島とベスビオ火山という火山のつながりで姉妹都市を結んでおります。あと、お隣の霧島市は、宝暦治水のつながりで岐阜県海津市と姉妹都市盟約を結んでおられるということですが、この点に関しまして、その始良市と員林鎮をつなぐような何か共通要因というようなものがあるのかどうか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 台湾の歴史につきましては、一時期、そういう日本が統治をしたという不幸な時代もあったわけですが、そういう中で、台湾においては日本の教育を行われておったということでもあります。その中で、現地で小学校の教員として勤務をされておった方がお帰りになって、そして、その後も教職に着いておられたわけですが、そういう中でその方がその後クラブに入られたわけですが、その中でその先生を台湾の方々が大変慕ってこられて、そして、交流が始まったというふうに聞いております。

また、そういうことから、台湾も特に教育に熱心なところでございまして、そういう教育のご縁ということで、そのクラブ同士は始まったわけですが、そういう始良市においても教育に非常に力を入れている、また、そういう歴史、いろいろな面で文化の要素の高いまちでありますので、そういうことで含めて、そういう中で児童交流、児童生徒、高校生まで含めてですが、交流があるということで、共通項として一つはとらえたところでございます。

○6番（湯之原一郎君） 私的なことですが、私の父親も戦前台湾で小学校の教員をしておりまして、そういうお話は十分わかるところでございますけれども、では、それではちょっと方向を変えて、今回の件について、若干違和感を感じる点がありますので、それについて市長にお伺いいたします。

まず1つは、さきの12月議会で、台湾員林鎮訪問の旅費について、総務費の一般管理費に計上されまして、総務委員会で審査したわけですが、その議会の議決を受けて、ことしに入って1月10日から13日まで同市を訪問されたわけですが、今議会の冒頭の行政報告では、一切この件については触れられませんでした。市の予算を使っての海外への訪問でもありますし、ましてやこれから姉妹都市盟約締結を前提とした訪問だったわけですから、今後のことを考えますと、議会に報告しておくべきだったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。行政報告に取り上げなかった理由は何なのか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 議員、ご指摘のことは、まさにそのとおりだというふうに思います。今後については、その点をしっかりとご報告を申し上げたいというふうに思います。

○6番（湯之原一郎君） 先ほど3年後に締結できるように取り組みたいとのご答弁でしたけれども、先ほど申しましたように、12月に予算計上し、1月に訪問と、かなり急な話だったわけです。3年後

であれば、23年度の予算に、23年度予算化して、また、その子どもたちに関しては、今回は加治木の子どもたちだけだったという話を聞いておりますけれども、全市から子どもたちを募って訪問するという考え方もあったんじゃないかと思いますが、どうしてその12月に計上して、その1月に訪問という急いだ経緯といたしますか、そのあたりをお伺いいたしたいと思います。

○市長（笹山義弘君） この事業は、そのように相互交流をするということで続いているわけでございます。そのことでクラブとしても全市に呼びかけるということで、今後については、始良市全体に呼びかけるということにしていると聞いているところであります。

そういうことで、事業はそのように継続事業としてあったということですが、早くから打診はあったわけでございますけれども、参加の有無について、いろいろと合併初年度である等々のことを見ましたときに、日程的に調整ができるかどうかということについても秘書課のほうに検討させておたわけですが、そのことの作業によって少しおくれて、直近のご提案になったということについては申しわけないと思っておりますが、そのような事業については、突然出たことではなくて、その計画をもって打診があった。また、そのことを受けて対応したということでございます。

○6番（湯之原一郎君） それでは、12月議会で計上されました旅費につきまして、普通旅費として48万出ておりましたけれども、このうち員林鎮訪問に要した経費と内訳についてお示しいただきたいと思えます。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

（午後2時43分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時45分開議）

○議長（兼田勝久君） 答弁を求めます。

○総務部長（前畠利春君） 詳細につきまして、秘書課長のほうでお答えします。

○総務部秘書課長（久保博文君） 秘書課の久保と申します。よろしくお願いをいたします。

今回の旅費につきましては、2人分、38万9,400円でございます。旅費総額で2人分でございますが、38万9,400円でございます。

以上です。

○6番（湯之原一郎君） 2人分ということですが、お1人は市長でわかりませんが、もう1人はどなただったのでしょうか。

○総務部長（前畠利春君） 市長の同行ということでございまして、先方のほうの員林鎮庁を訪問ということで、私、前畠が同行いたしました。

○6番（湯之原一郎君） 訪問の内容についてはわかりました。先ほど違和感ということで申し上げましたが、もう1点違和感があります。市長の今の大切な仕事の一つに、市の一体化への醸成というのがあると考えます。もちろん市長ばかりでなく、我々議員にも大きな責務があるということは自覚しておりますけれども、先日行われました市内中学校の卒業式の際、蒲生中学校の卒業式に市長みずから列席していただきました。卒業生、保護者とも大変に感動していたと思います。市民の中にどんどん入っていかれることで、市長の存在も大きくなりますし、市民も始良市民としての自覚が芽生えてくることはいいことだと思っておりますが、一方で、今回の姉妹盟約、都市盟約の話は、市内の一部団体を介しての話のようでありまして、先ほど申しました1月の訪問時の青少年の参加というのは、加治木の地域の子どもたちに限られていたということです。私のひが目かもしれませんけれども、市内には類似したグループも幾つかありますし、蒲生地域に和太鼓演奏を縁に、平成6年から韓国との交流を続け、毎年子どもたちの相互訪問を実施しているグループがあります。

このグループは、新市になって市内のすべての小中学校に募集をかけて、今年の夏交流を実施しております。そのような人たちから見ると、どうしてなのかなという話になってくるのではないのでしょうか。同僚議員からも市民の中に疑問の声を聞くとの話も聞いております。

先ほど答弁の中で、市長ご自身が加治木ロータリークラブの会員であるという発言がございましたけれども、よしあしは別として、自分の関係する組織を優先するといった印象はぬぐえませんが、市の一体感醸成への影響を危惧をしますが、私の取り越し苦労でしょうか。このことについて市長の考えをお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 私どもも全国市長会等で上京の折に、外務省に呼ばれまして、その際に、その当時の外務大臣でしたけれども、市制をひく行政については、国際交流の観点から姉妹都市をぜひ複数つくってほしいということもありました。そういう中で、議員ご指摘の蒲生の状況についてもよく承知しております。また、私もその交流について、前夜祭、そして、祭りに参加をいただいて、いろいろな芸術を披露いただいている。そして、交流もしているということも承知しております。したがって、その蒲生の対象地であります韓国も含め、それから、英語圏との交流も含め、そういう国際交流を図っていかねばならないということで認識しているところでございます。

○6番（湯之原一郎君） その市の一体感醸成への影響を危惧しますが、市長のお考えはどうですかということを最後にお聞きしましたけれども、それについてのご答弁をお願いします。

○市長（笹山義弘君） 今回の訪問は、先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。そのことについて、そのご理解を十分に得られてないとするれば、今後ともしっかりとご説明をさせていただきたいと思っておりますし、今後のあり方について、その辺の説明が不足していた点であろうとするれば、そのこともしっかり説明を今後していかせていただきたいというふうに思います。

○6番（湯之原一郎君） ぜひ説明をして、市民の方々に理解をいただけるような努力をお願いしたいと思います。

もう1点、先月、行政改革推進委員会の答申を受けまして、市民に対し行政改革大綱を提示されま

した。その中で、財政状況は予断を許さない状況であることと、市民への理解と協力を得ることの重要性が記されております。

そのような状況下にあつて、海外の都市と姉妹盟約を結び、市職員の派遣事業などの交流事業を進めていくこととありますけれども、これを市民行政改革大綱を出す一方で、このことについて市民の理解を得るということは大変難しい面があるんじゃないかと考えますが、市民の理解を得るためにどう対処されていかれるのか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 先ほどご答弁申し上げましたように、やはり国際化、それから、こういうグローバル化の時代において、実践事例として蒲生地区もそのようにしていただいているように、今後ともそういう一方で国際化の芽を育てるということは大事であろうというふうに思います。したがって、その活動を小中学生にもしっかりと広げてする必要があるというふうに思います。したがって、今後ともそのような計画を少しずつでも着実に進めていって、始良市のそういう国際交流の資質に資するように努めていきたいというふうに思います。

○6番（湯之原一郎君） 私の言いたいことは、その行政改革大綱の中で財政状況と、その削減のことを述べられておる中で、こういうことに対する整合性といいますか、それをどう説明されるのかということをお願いわけですけれども、そのことはよろしいとしまして、今までの発言を聞かれますと、私が姉妹都市盟約の締結に反対して発言してるんじゃないかと市長は思われるかもしれませんが、私はどちらかというと、いろんな経験、個人的なことをあまり言うといけないかもしれませんが、学生時代に沖縄県の石垣島のパイナップル農場で1月ほどバイトをしまして、船で台湾に渡った経験もございまして、どちらかというと台湾についてはとても親近感を持っている国でございます。

今後の交流を考えると、市民のある程度の共通理解が必要ではないかという考えでこの質問をしているわけでございます。その点をご理解いただきたいと思うわけですけれども、今後その姉妹都市盟約を締結して交流を進めていく中で、やはり当然それなりの予算措置も必要になってくるでございましょうし、一部の市民のためだけの交流ではあまり意味がないのではないかと考えます。

そこで、その市民の意見をやはりその交流について反映をさせていく必要があると思いますけれども、そういう機会を設けられる考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） この事業についてのことにつきましては、広く知っていただくという意味でいち早くホームページにも掲載させていただいたつもりでございます。しかし、議員ご指摘のとおり、説明が不足しているというご指摘でございますので、今後は、その点は十分に配慮して進めていきたいというふうに思います。今後の国際交流のあり方等々につきましても、教育委員会部局もいろいろとお願いしないといけないというのは、その児童生徒、議員ももうそのようにご承知だと思いますけれども、次には、学校、そして、家庭でホームステイをさせますので、そういう意味で受け入れないといけないということがございますので、そういう意味で広くこの活動を知っていただいて、そして理解をいただくという努力を今後ともしていきたいと。周知が足らないとおっしゃれば、今後はそのことにしっかり努めていきたいというふうに考えます。

○6番（湯之原一郎君） この質問をするに当たりまして、同僚の議員の方々にこういう交流の話があるが、知っていらっしゃいましたかという話をしますと、総務委員の方は、予算審査をしておりますので承知していらっしゃったと思いますが、大方の議員の方が知らなかったと、そういう話でした。もし私が今回、こういう形で取り上げないと、議員の方々は知らないままに、この話がどんどんどんどん進んでいったんじゃないかと考えます。ぜひ今後、議会のほうにもその経過を十分に説明しながら、話は進めていってほしいとお願いしておきたいと思います。

それでは、次の有害鳥獣対策について再質問いたします。

鳥獣被害防止計画は、策定されているという答弁でしたけれども、この計画書を策定することによって、今までと違った、もっと有効な有害鳥獣に対する被害防止策が可能になるのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

この有害鳥獣防止計画は、先ほど答弁にもありましたように、もう22年度で策定をするということでありましたので作成をいたしております。その中で、今までこの計画を策定しないと国、県の事業を取り入れられなかったというのもございますので、この計画を策定したことによりまして事業ができる、補助事業といいますか、国の事業ができるということになります。

事業名といたしましては、鳥獣被害防止総合対策事業というのができます。その中でソフト対策というのとハード対策というのがございまして、ソフト対策は200万まででございますが、ハード対策のほうは施設の整備の中の2分の1まではできるということになります。

以上でございます。

○6番（湯之原一郎君） この計画を立てることによって、国県事業は導入できるということのようですが、第1次の始良市実施計画書を見てみますと、実計番号の78にイノシシ等被害防止事業というのが掲載してありまして、平成23年度から25年まで同額の16万円が記載されております。この内容はどのようなものなのか。この金額で十分な被害防止対策が講じられるのか、そのあたりをお伺いいたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） 本年度も12万円の予算を計上いたしておりますが、これは、とりあえずモデル地区ということで500mの電気柵を予定をいたしております。この計画をつくりまして、その対象地域に説明会等をしながら、また研修会等も行いながら、この事業を進めてまいりたいと思っておりますので、24年度以降につきましては、計画は示してありますが、実際的には、その状況によりまして変更をすることもあると考えております。

○6番（湯之原一郎君） 了解いたしました。

それと、農林産物への被害額について、金額にしたら平成21年度ですけども、160万円と意外と少ないなという感じがするわけですけども、この調査はどのようにされたのか。例えば、その被害の深刻な地域の住民から聞き取り調査をして算定したとか、これは、平成21年度ですので、旧町時代のことですから、わからない点もあるかもしれませんが、その聞き取り調査等をして、被害額の算定の参考にされているのかどうか、お伺いいたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） 被害額の算定につきましては、市町村別の鳥獣被害による農産物被害額というのが出されておりますが、これは調査をしまして、農家から等の被害届があった場合は、現地に出向きまして、それを被害額に上げるわけでございますが、そのほかに、有害鳥獣の捕獲につきましては、予察捕獲というのをしております。といいますのは、もう年間を通してイノシシ、シカ、サルにつきましては、そういう許可を出しておりますので、なかなかそこは被害額がなかなか上げられないところでございますので、今申しましたこの被害額に加えまして、推計で出しているところでございます。

○6番（湯之原一郎君） 私もただいまその点について言おうかと思っていたところなんですが、その被害金額に反映されない部分、多分たくさんあるんじゃないかと。例えば、シカの害が最近特にシカの害で特に最近目立つのが、植林された杉などの若木への被害がございまして。植林して間もない山林で、その表皮をシカが角ではいでしまっ、このような木が成長しても価値のない木材になってしまっています。

こういうのは、実際、市場に出てこないわけですから、金額として換算のしようがないわけですので、こういうものというのは多分被害金額には反映されていないと思います。現在、その木材価格は非常に低迷しております、その林家の造林意欲も減退しております、それに拍車をかけるような事態でございまして。

そのようなただいま申したような、そのシカの被害については、この被害額の中に算入されているのかどうか、お聞きいたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） シカの被害につきましては、この今言われました山のといいますか、木の被害については、この被害額の中には算定はされておられません。

○6番（湯之原一郎君） ほかにもそういうのがかなり、金額にあらわれない被害もあるのではないかと考えますけれども、有害鳥獣の被害防止策としては、電気柵やネットなど活用した、いわゆる住民による自衛防止策と、狩猟捕獲等による生息数のコントロールが主な手段だと考えますけれども、事サルに関しまして、ほとんど効果が期待できないんじゃないかと。狩猟者もサルは撃ちたがらないし、その電気柵もネットもあまり効果がない状況じゃないかと思うわけです。

最近、こういう話を聞きました。その山合いの集落を40頭から50頭以上のサルの群れが集落の野菜の畑に入り込みまして、その植えてあったタマネギを片っ端から引き抜いて、玉の部分だけ食べて、山に帰ってしまったという、そういう被害が出たという話を聞いております。かつてその蒲生地区に、このような大集団のサルの群れはなかったとご高齢の方から話を聞いております。

1つの原因が、県民の森が森林開発された、それ以降にサルの大集団があらわれるようになったと言われる方もいらっしゃいます。これ私が蒲生で聞いた話ですけれども、始良市のほかの地域でもこのような状況が見られないか、そのあたりはいかがでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） サルの被害につきましては、今、蒲生地区のことを言われましたが、始良地区におきましては北山地区がついきょうのことでありますが、きょうの出来事でございます。そ

れから、加治木地区におきましても、そのような被害と申しますか、出没するところは、もう民家近くまで出てきているという状況は把握しております。

○6番（湯之原一郎君） ほかの地域でもかなりその被害が拡大しているようではございますけれども、サルの生息数の増加に伴いまして、また、高齢者の多い山間の集落では、その地域住民による追い払いなどのその自衛策はもう限界に来てるんじゃないかと思えます。行政がかかわりまして、大がかりな捕獲活動も必要な時期に来ているんじゃないかと思えますけれども、市としてそのような認識は持っておられますでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） 今、議員の仰せのとおり、そういう認識は持っておりますが、今までのこの対策と申しますのは、いきなり捕獲ということでございました。これは、もう一番の最後の手段だと思っておりますので、やはりこの被害防止計画を策定をしておりますので、今年度から集落を回りまして、その鳥獣の生態やら、その防止計画に取り組む姿勢、そこあたりの説明やら検証やら行いながら、最終的には今議員の仰せのとおり捕獲ということになると思えますが、そういう段階を踏みながらしていかなければ、いきなり捕獲では、それで効果が上がるのかなというところもございまして、段階的に進めてまいりたいと思っております。

○6番（湯之原一郎君） ただいま言われることは十分理解できますが、何しろ高齢化が進んでおりまして、そういうやることにも限界がございまして。十分そのあたりは地域と連携をとりながら、やはりその捕獲が必要なときには、それに乗り出せるようなことも考えておいていただきたいと思えます。

それと、先ほど猟友会会員の確保策について、お伺いいたしました。先ほど始良市内にその猟友会は6団体あると。会のほとんどが60代から70代の方でありますということですが、この猟友会会員の中に生業として狩猟をされている方がいらっしゃるのでしょうか。

○農林水産部長（屋所克郎君） 生業とされていらっしゃる方はいらっしゃらないと思っております。

○6番（湯之原一郎君） なかなか難しいことかもしれませんが、生業として成り立っていけば、少しはその狩猟従事者もふえてくるのではないかと考えます。要は、その肉を販売できる環境づくりが必要ではないかと。蒲生の物産館のくすくす館に聞いてみましたが、適切に処理された肉であれば、冷凍・冷蔵設備もあり、食肉販売の許可も取得しているので、販売は可能であるということのようです。

それで、ことし初めですけれども、観光協会に所属されている女性の方からシカやイノシシの肉を加工して周りの人に食べていただいたら非常に評判がよく、これを特産品化できたら、始良市の観光に役立つのではないかとのお話がありました。

そのとき、日本経済新聞の切り抜きを持って来られまして、福岡県のみやこ町でその畑の農産物を荒らすシカやイノシシなどの害獣の被害が急増してきたための対策といたしまして、捕獲した害獣の処理施設を町で設置し、特産品化し、みやこ肉のブランドで直販所やJAで販売して一石二鳥の効果上げる試みが注目されているというふうな日本経済新聞の記事でありました。

国の鳥獣害防止総合対策事業実施要綱には、鳥獣被害防止計画の中に捕獲した鳥獣の加工処理施設

等の整備計画を立てることで、過疎地域自立促進特別措置法の適用区域に加工処理施設を補助事業で建設できるようになっているという記載がございます。先ほど部長のほうで若干そのハード面のことで言及されましたけれども、このことかとは思いますが、この害獣肉加工処理施設の導入によりまして、狩猟従事者の生業化、害獣肉の畜産品化、それによる農林産物への被害軽減効果など期待できると考えます。

この加工処理施設建設の検討はできないか。この件につきましては、観光行政にもかかわりがございまして、過疎自立促進計画の一部変更にも話が及んでいきますので、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 先進事例では、伊佐市が取り組んでおられると、シカ肉等についてですね。この辺も研究してまいりたいというふうに思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） 今、議員の言われました各地の状況でございますが、私どもあちこちあるようでございます。それで、今市長のほうからありましたように、伊佐市のほうもちょっと調べてみました。なかなか実際、その事業を利用して施設はつくっておられますが、供給、販売とも大変難しいということでした。

といいますのは、供給について言いますと、とれたときに持って来られると。それ急遽人を集めて解体をして出すということでございますが、販売にしましても、なかなかだれでも買うというわけじゃないということで、そこあたりのバランスが非常に難しいということで、非常にその運営にも苦慮されていらっしやいました。

また、これは、猟友会の方をお願いをして、そういう事業を実施しておられますけれども、猟友会もいろいろ団体がありまして、なかなかその調整も難しいということでしたが、そういうことができれば非常にいいことですので、伊佐市さんの動向を見ながら、また霧島市さんのほうもまだ実施はしていらっしやいませませんが、そのようなことは考えていらっしやるようでございましたので、しばらく動向を見させていただきたいと考えております。

○6番（湯之原一郎君） わかりました。例えば、市町村を超えて一緒に整備するとか、そういうこともできないのか、そのあたりも研究して、ぜひ今後考えていただければと思います。

もう1点お伺いいたします。有害鳥獣駆除隊の出動の迅速化についてお伺いいたします。

有害獣の出没に際しまして、市民からの連絡体制とか、駆除隊への連絡系統は整備されているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） 通常であれば、被害が発生しまして、被害報告を受けて、県に報告を上げて県のほうからの指示に基づいてするわけでございますので、早くともその日には行けることはなく、早くしても次の日ぐらいになると思います。ただ、先ほど申しましたように、始良市のほうでは、予察捕獲ということで今やっておりますが、それをしております関係上、もう発生したら直ちに猟友会の方に連絡をすれば行ってもらえると、すみません、猟友会といいますか、捕獲隊のほうにお願いをすれば行ってもらえるということになります。ただ、これも私はどっちがいいかと今迷っています。といいますのは、先ほど言いましたように、もうこの予察捕獲をしますと、その被害の実態とか、なかなか把握できないところもございまして、だから、そこあたりもありますので、捕獲隊との

調整を図りながら、そのところは調整をしていきたいと考えております。

○6番（湯之原一郎君） 私が考えておりましたのは、その現在その市では市内全域のその航空図化をした地図システムを今整備しておられますよね。それを何かその通報があつて、いち早くそれを地図上に落として駆除隊とかにメールとかファクスで連絡をすると、その出動の迅速化が図られるんじゃないかというようなことを申し上げたかったわけですが、そういう事情があれば理解いたします。

最後になりますけれども、高齢化が進む山間地域での有害鳥獣の被害は、この役所の中で考えている以上に深刻なものがあると思います。小手先だけの対策だけではいつまでたっても被害が軽減されることはないと考えます。被害防止計画の実が上げられるように、必要なときは計画を見直して対策に当たっていただきたいと考えます。今後もこの件につきましては、注視してまいりたいと思います。

それでは、最後の3点目の歩道の整備について再質問いたします。

さきに行われました同僚議員の歩道の改良に関する質問で、補助事業や交付金事業を活用して計画的に歩道をバリアフリー化するとのご答弁がございました。私が質問するのは、それ以前の歩道が整備されていない部分に歩道設置を考えてほしいという質問でございます。

蒲生地域の横尾口団地というところがございますけれども、その前を市道竜城線というのが通っております。この路線は、その一部で用地交渉がはかどらずに、ようやく近年になって整備がされたけれども、一部歩道が設置されていない区画がございます。道路改良がおくれたためか、通学路から外されており、地域住民から歩道の整備の要望が何回か出されたにもかかわらず、通学路でないという理由から歩道の整備に消極的な返事しか返ってこないとのことようです。

現在、通学路として指定されている路線は、一部勾配が急な部分がございます。高齢者の歩行にはかなり不向きな道路となっております。そこで、まず教育長にお伺いいたしたいんですが、先ほど小学校区ごとにスクールゾーン対策委員会があるということでしたけれども、通学路の指定というのはどのようにして行い、変更はできないのか、お聞きいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほど答弁ありましたように、それぞれ小学校区ごとにスクールゾーン対策委員会がございますけど、その中で通学路は設定されて、学校はそれぞれの学校において子どもたちの通学路というのは決められておるわけでありまして。ただ、そこに危険箇所があるとか、あるいはミラーが不足しているとか、道路のその拡幅の必要があるという場合には要望しますけれども、その場合には、その通学路を変更するというのも当然あるわけでございます。

○6番（湯之原一郎君） それでは、この竜城線というのは、先ほど歩道未設置部分があると言いましたけれども、その未設置分には、その歩道を整備する十分な用地がございます。通学路でない歩道の整備の優先度といいますか、それは低くなるのかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

優先度と言われますが、まず、歩行者の安全、それから、車の通行量等がございます。それによって、それとまた道路の幅員もございます。歩道の幅員が、現在がもう設置基準が2m以上というようなことになっておりますので、そういうのを勘案しまして、また、緊急性とか、そこ辺りも含めまし

てのことになっていくと思います。

○6番（湯之原一郎君） この路線は、いずれ県道伊集院蒲生溝辺線のバイパスと交差いたします。交通量もかなり増加していくことは間違いないようでございますし、今回いきなりここで路線名を出しましたので、ちょっとわからない点もあるかと思えますけれども、現地を確認して、早いうちに歩道整備の判断をして、できれば着手してほしいと考えますが、いかがでしょうか。この質問を最後に私の質問を終わりたいと思います。

○建設部長（大園親正君） 質問の路線につきましては、今後十分調査いたしまして、検討していきたいと思っております。

○6番（湯之原一郎君） 終わります。

○議長（兼田勝久君） これで湯之原一郎議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） 以上で本日の記事日程は全部終了しました。したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の会議は3月24日、午後1時10分から開きます。

（午後3時22分散会）